

平成19年労働災害動向調査（甲調査）結果の概況

目 次

調査の概要	1 頁
用語の説明	1
結果の概要	
1 総合工事業を除く労働災害の状況	3
2 総合工事業の労働災害の状況	7
統 計 表	9

調査の概要

1 調査の目的

労働災害動向調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的としている。半期ごとに労働災害動向調査甲調査（事業所規模100人以上）及び年1回労働災害動向調査乙調査（同10～99人）を実施しているものである。

このうち、平成19年に実施した労働災害動向調査甲調査について年間分の調査結果を取りまとめた。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域（ただし、一部島しょ等を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）による、林業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）、運輸業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業（旅館、ホテルに限る。）、複合サービス事業（郵便局に限る。）及びサービス業（洗濯業、旅行業、ゴルフ場、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。)

(3) 調査対象

主たる事業が上記（2）に掲げる産業に属する100人以上の常用労働者を雇用する民・国・公営事業所（管理・事務部門のみをもって構成する事業所を除く。）のうちから一定の方法により抽出した約16,000事業所とした。

ただし、建設業のうち総合工事業については、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場を対象とした。なお、有効回答率は86.3%である。

3 調査の時期

上半期調査 平成19年1月から同年6月までの状況を、7月1日から7月21日に実施した。

下半期調査 平成19年7月から同年12月までの状況を、翌年1月1日から1月20日に実施した。

4 調査事項

(1) 事業所の属性

(2) 主な生産品又は事業の内容

(3) 企業の常用労働者数（総合工事業を除く。）

(4) 工事の請負金額（総合工事業のみ）

(5) 調査期間末日の事業所の全労働者数及び常用労働者数（総合工事業を除く。）

(6) 調査期間中の全労働者の延実労働日数（総合工事業のみ）及び延実労働時間数

(7) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延休業日数

(8) 不休災害被災労働者数

5 調査の方法

厚生労働省大臣官房統計情報部から直接、調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、都道府県労働局又は労働基準監督署で回収した。

ただし、鉱山保安法の適用を受ける鉱山については、経済産業省原子力安全・保安院産業保安監督部（支部・事務所）で回収した。

6 調査機関

厚生労働省大臣官房統計情報部—都道府県労働局—労働基準監督署—報告者

ただし、鉱山保安法の適用を受ける鉱山については、厚生労働省大臣官房統計情報部—経済産業省原子力安全・保安院—産業保安監督部（支部・事務所）—報告者

用語の説明

- ◎ ここでいう「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害などの突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び伝染病は除く。

なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

- ◎ 労働災害の状況は次の労働災害率（度数率及び強度率）並びに労働損失日数で表す。
- ・「**度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。ただし、当概況における度数率は、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数により算出したものに限定している。

$$\text{算出方法} \quad \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(注) 同一人が2回以上被災した場合には、死傷者数はその被災回数として算出している。

- ・「**強度率**」とは、1,000延べ実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

$$\text{算出方法} \quad \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

- ・「**延べ労働損失日数**」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。

労働損失日数は次の基準により算出する。

- 死亡…………… 7,500日
- 永久全労働不能…………… 別表の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）
- 永久一部労働不能…………… 別表の身体障害等級4～14級の日数（級に応じて50～5,500日）
- 一時労働不能…………… 暦日の休業日数に300/365を乗じた日数

死亡…………… 労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷が原因で死亡したものを含む。）をいう。
 永久全労働不能…………… 労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいう。
 永久一部労働不能…………… 身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失ったもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。
 一時労働不能…………… 災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると治ゆし、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいう。

別表 身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級(級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数(日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

- ・「**不休災害度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数で、不休災害発生の頻度を表す。

なお、不休災害とは、業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（休業が1日未満のものを含む。）をいう。

利用上の注意

- 1) 平成16年調査より平成14年3月改訂の日本標準産業分類を使用している。
- 2) 林業の甲調査は、平成15年まで国・公営のみ。
- 3) 産業分類は、原則として日本標準産業分類による。ただし、「E06総合工事業」については、労働者災害補償保険の保険関係が成立している工事現場における労働災害の発生状況であり、工事現場に付与されている労災保険率適用事業細目番号に応じて、小分類又は細分類に分類している。
 また、「I422 鉄道車両修理工場」は、日本標準産業分類上による区分ではなく、労働災害の特殊性を考慮して、特に設けた区分である。
- 4) 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 「 0 」 労働災害による死傷者数がないもの。
 「 0.00 」 小数点以下第3位において四捨五入しても小数点以下第2位に満たないもの。
 「 - 」 該当事業所がないもの。
 「 X 」 調査客体数が少ないため掲載しないもの。
- 5) 平成16年～平成18年において「P複合サービス事業（郵便局に限る）－781郵便局」として集計していた事業所は、平成19年10月の日本郵政公社の民営・分社化に伴い、平成19年においては、「H情報通信業－371信書送達業」として集計した。

結果の概要

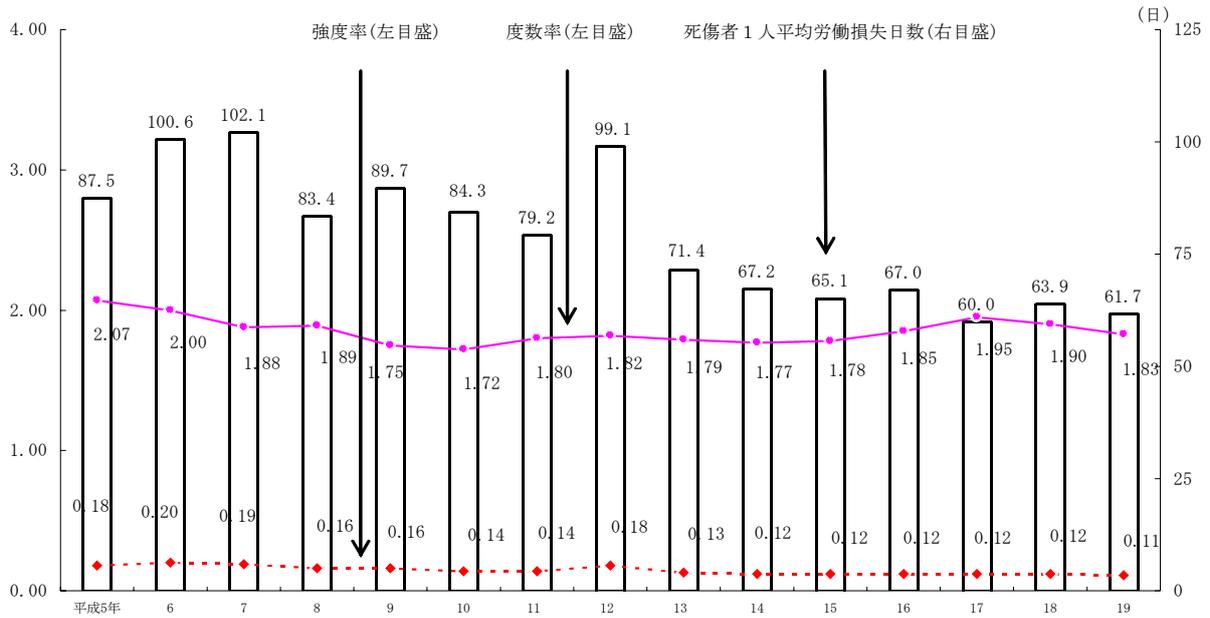
1 総合工事業を除く労働災害の状況

(1) 調査産業計（総合工事業を除く。以下同じ。）における労働災害の状況

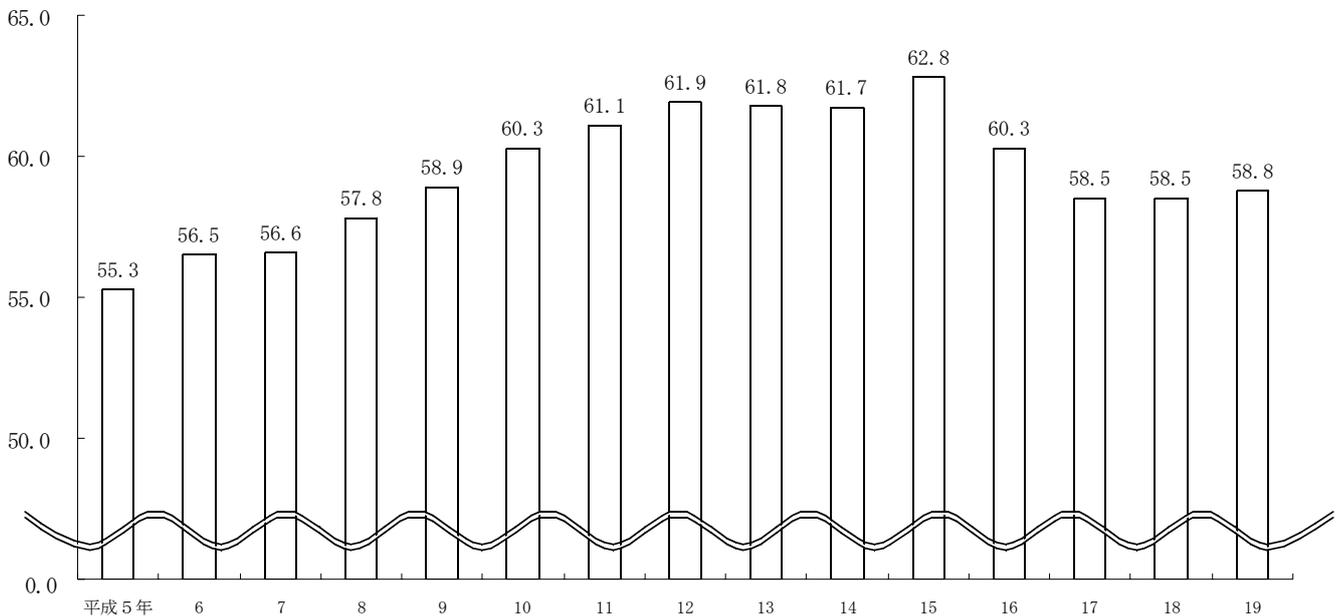
平成19年の労働災害の状況を調査産業計でみると、度数率は1.83（前年1.90）、強度率は0.11（同0.12）となり、死傷者1人平均労働損失日数は61.7日（同63.9日）となっている。前年と比べ、度数率、強度率ともに低下し、死傷者1人平均労働損失日数も減少している。また、不休災害度数率は3.07（同3.25）となっている。（第1-1図、第1表）

なお、無災害事業所の割合は58.8%（同58.5%）となっている（第1-2図）。

第1-1図 労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数の推移
〔調査産業計（総合工事業を除く）〕



第1-2図 無災害事業所の割合の推移
〔調査産業計（総合工事業を除く）〕



(2) 産業別労働災害の状況

ア 度数率

度数率をみると、情報通信業(通信業、新聞業及び出版業に限る。利用上の注意 5)を参照。)の6.47(前年2.98)が最も高く、次いでサービス業(一部の業種に限る。以下同じ。)の3.79(同3.80)、運輸業の2.90(同2.69)の順となっている(第2図、第1表)。

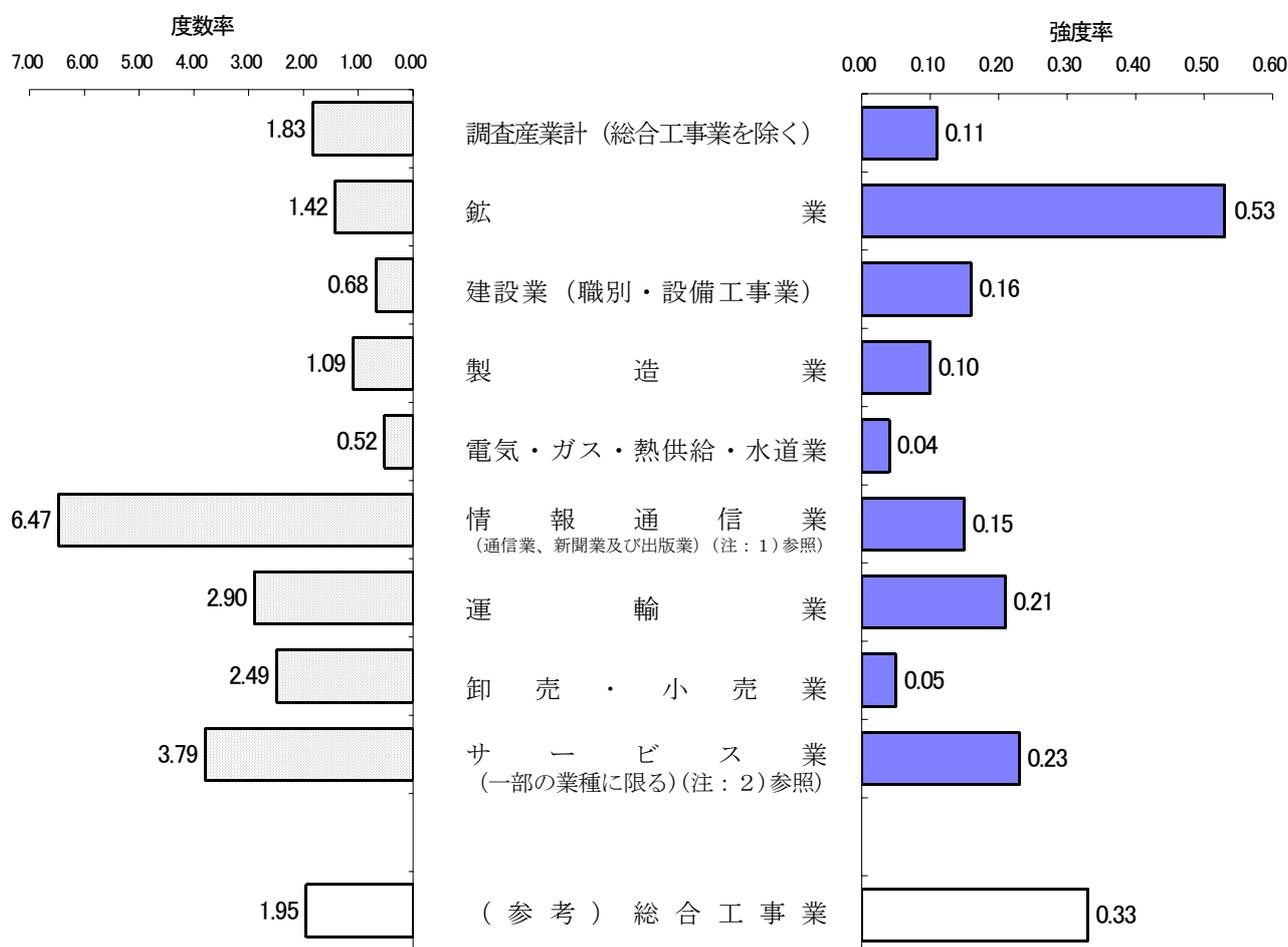
イ 強度率

強度率をみると、鉱業の0.53(同0.03)が最も高く、次いでサービス業の0.23(同0.25)、運輸業の0.21(同0.19)の順となっている(第2図、第1表)。

ウ 死傷者1人平均労働損失日数

死傷者1人平均労働損失日数をみると、鉱業の375.0日(同22.1日)が最も多く、一方、最も少ないのは、卸売・小売業の19.5日(同36.8日)となっている(第1表)。

第2図 産業別労働災害率



注: 1) 情報通信業(通信業、新聞業及び出版業)については、利用上の注意 5)を参照。

2) サービス業は、洗濯業、旅行業、ゴルフ場、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

第1表 産業別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数の推移

産 業		平成12年	13年	14年	15年
度 数 率	調査産業計（総合工事業を除く）	1.82	1.79	1.77	1.78
	林 業	X	-	-	-
	鉱 業	2.76	3.40	0.86	1.03
	建設業（職別・設備工事業）	0.76	0.81	0.46	0.51
	製 造 業	1.02	0.97	0.98	0.98
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.46	0.70	0.64	0.58
	運 輸 ・ 通 信 業	4.69	4.71	4.42	4.43
	卸売・小売業，飲食店（飲食店を除く）	1.78	1.54	1.82	1.91
	サ ー ビ ス 業	3.74	4.11	3.83	3.75
総 合 工 事 業	1.10	1.61	1.04	1.61	
強 度 率	調査産業計（総合工事業を除く）	0.18	0.13	0.12	0.12
	林 業	X	-	-	-
	鉱 業	1.77	0.57	0.03	0.75
	建設業（職別・設備工事業）	0.33	0.11	0.17	0.06
	製 造 業	0.12	0.10	0.12	0.11
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.01	0.04	0.01	0.01
	運 輸 ・ 通 信 業	0.47	0.25	0.19	0.22
	卸売・小売業，飲食店（飲食店を除く）	0.10	0.07	0.04	0.04
	サ ー ビ ス 業	0.22	0.25	0.18	0.19
総 合 工 事 業	0.70	0.47	0.28	0.25	
死傷者一人平均 労働損失日数 (日)	調査産業計（総合工事業を除く）	99.1	71.4	67.2	65.1
	林 業	X	-	-	-
	鉱 業	638.8	166.5	30.9	727.5
	建設業（職別・設備工事業）	432.0	134.8	369.3	115.9
	製 造 業	122.2	103.9	119.1	108.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	18.5	59.9	20.6	24.5
	運 輸 ・ 通 信 業	100.9	54.2	44.0	50.1
	卸売・小売業，飲食店（飲食店を除く）	58.4	45.4	22.3	20.9
	サ ー ビ ス 業	59.1	60.2	46.3	49.9
総 合 工 事 業	635.0	293.3	272.7	156.1	
不 休 災 害 度 数 率	調査産業計（総合工事業を除く）	3.12	3.02	3.02	3.08

産 業		16年	17年	18年	19年
度 数 率	調査産業計（総合工事業を除く）	1.85	1.95	1.90	1.83
	林業	X	-	-	X
	鉱業	0.70	1.84	1.27	1.42
	建設業（職別・設備工事業）	0.54	0.63	0.59	0.68
	製造業	0.99	1.01	1.02	1.09
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.53	0.60	0.53	0.52
	情報通信業 （通信業、新聞業及び出版業）	2.51	2.76	2.98	6.47
	運輸業	2.89	3.07	2.69	2.90
	卸売・小売業	2.76	2.50	2.60	2.49
	サービス業 （一部の業種に限る）	3.26	4.27	3.80	3.79
	総合工事業	1.77	0.97	1.55	1.95
強 度 率	調査産業計（総合工事業を除く）	0.12	0.12	0.12	0.11
	林業	X	-	-	X
	鉱業	0.73	0.08	0.03	0.53
	建設業（職別・設備工事業）	0.17	0.19	0.11	0.16
	製造業	0.11	0.09	0.11	0.10
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.04	0.01	0.01	0.04
	情報通信業 （通信業、新聞業及び出版業）	0.16	0.06	0.07	0.15
	運輸業	0.13	0.29	0.19	0.21
	卸売・小売業	0.15	0.04	0.10	0.05
	サービス業 （一部の業種に限る）	0.19	0.13	0.25	0.23
	総合工事業	0.57	0.14	0.37	0.33
死 傷 者 一 人 損 失 平 均 日 数 (日)	調査産業計（総合工事業を除く）	67.0	60.0	63.9	61.7
	林業	X	-	-	X
	鉱業	1047.0	42.4	22.1	375.0
	建設業（職別・設備工事業）	315.0	298.8	180.1	234.8
	製造業	108.0	92.5	103.7	92.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	83.3	21.2	20.3	83.9
	情報通信業 （通信業、新聞業及び出版業）	63.8	21.8	22.6	23.9
	運輸業	46.4	96.0	70.5	73.7
	卸売・小売業	55.6	16.6	36.8	19.5
	サービス業 （一部の業種に限る）	57.3	30.9	65.2	61.1
	総合工事業	320.5	147.7	239.3	167.5
不休災害 度数率	調査産業計（総合工事業を除く）	3.08	3.15	3.25	3.07

- 注：1）産業分類は、平成12～15年は、平成5年10月改訂日本標準産業分類、平成16年以降は、平成14年3月改訂日本標準産業分類に基づいており、両者の産業分類は必ずしも一致しない。
- 2）平成12～15年のサービス業は、洗濯業、旅館、ゴルフ場、自動車整備業、機械修理業、建物サービス業及び廃棄物処理業に限る。平成16年以降のサービス業については、第2図の注を参照。
- 3）産業大分類の表章については、主要産業のみとしている。飲食店、宿泊業（旅館、ホテルに限る。）及び複合サービス事業（郵便局に限る。）は、統計表の表2に表章している。
- 4）情報通信業（通信業、新聞業及び出版業）については、利用上の注意 5）を参照。